

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

公 告

公 告

下記製造所等は、消防法第10条第1項（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）違反と認めるので、平成27年12月14日、消防法第16条の6第1項（無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令）の規定に基づき、下記のとおり履行するよう命令したものである。

平成27年12月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1 製造所等

住所 静岡市葵区柳町26番地
名称 DCMカーマ静岡柳町店

2 命令を受けた者

住所 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地
氏名 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行

3 命令事項

当該物品販売店舗内の売場に陳列されている指定数量以上の危険物（第二類引火性固体、第四類第1石油類（非水溶性液体及び水溶性液体）、同アルコール類、同第2石油類（非水溶性液体）及び同第3石油類（非水溶性液体））はすみやかに除去すること。

4 命令の理由

消防法第10条第1項の規定により指定数量以上の危険物は、許可を受けた取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。